

－住民基本台帳の閲覧状況を公表します－

情報通信技術の発展に伴い、個人情報保護への意識が高まっています。それに伴い、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）が改正され、住民基本台帳の閲覧には厳しい制限が設けられ、平成 18 年 11 月 1 日より施行されています。また、閲覧者の氏名などを年 1 回以上公表することが義務づけられました。田野畑村における閲覧の状況を下記のとおり公表します。

1. 閲覧期間 平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで

2. 閲覧状況

(1) 国又は地方公共団体の機関による閲覧（住民基本台帳法第 11 条第 1 項）

| 閲覧請求<br>団体名 | 閲覧請求事由                   | 閲覧の年月日              | 閲覧にかかる住民の範囲                                  |
|-------------|--------------------------|---------------------|--|
| 防衛省         | 自衛官の募集事務に係る<br>広報の用に供する為 | 平成 25 年<br>12 月 6 日 | 平 8 年 4 月 2 日～<br>平成 9 年 4 月 1 日までに<br>生まれた者 |

(2) 個人又は法人による閲覧（住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項）

| 閲覧請求申出者<br>法人名（氏名） | 利用目的の概要                            | 閲覧の年月日               | 閲覧にかかる住民の範囲                                    |
|--------------------|------------------------------------|----------------------|--|
| 沼袋地区自治<br>振興会長     | 平成 26 年度敬老者（米寿<br>者）への記念品贈呈のため     | 平成 26 年<br>9 月 16 日  | 大正 15 年 4 月 2 日～<br>昭和 2 年 4 月 1 日までに<br>生まれた者 |
| 岩手医科大学             | 岩手県北地域における多<br>目的コホート研究に係る<br>調査の為 | 平成 26 年<br>10 月 30 日 | 岩手県北コホート研究参<br>加者で村内に居住してい<br>る者               |